（サイバーセキュリティ・情報化審議官）

第八条の三　事務総局に、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人を置く。

２　サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、人事院の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第十二条の四第一号において同じ。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

（職員団体審議官）

第八条の四　職員福祉局に、職員団体審議官一人を置く。

２　職員団体審議官は、命を受けて、職員団体に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、職員団体からの意見聴取その他の関係事務を総括整理する。

（試験審議官）

第八条の五　人材局に、試験審議官一人を置く。

２　試験審議官は、命を受けて、試験に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

（政策立案参事官）

第八条の六　（略）

２　政策立案参事官は、命を受けて、人事院の所掌事務に関する合理的な根拠に基づく政策立案の推進及び人事行政に関する政策の評価についての企画及び立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

（人事課の所掌事務等）

第十一条　（略）

２　人事課に、人事戦略室を置く。

３　人事戦略室に、室長を置く。

４　人事戦略室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第一項第二号に掲げる事務のうち次に掲げるもの

イ　人材の確保、育成及び活用に関する基本的な方針の企画及び立案並びに調整に関する事務

ロ　人事評価に関する事務（他の所掌に属するものを除く。）

ハ　研修、能率及び災害補償に関する事務

二　第一項第三号に掲げる事務

三　第一項第四号に掲げる事務のうち表彰に関する事務

（人事企画官）

第五十条　（略）

２　人事企画官は、人事院の職員の総合的かつ長期的な人事管理に関する計画の企画及び立案並びに当該人事管理に関する調整に関する事務（人事戦略室の所掌に属するものを除く。）を行う。

（新設）

（新設）

（政策立案参事官）

第八条の二　（略）

２　政策立案参事官は、命を受けて、人事院の所掌事務に関する合理的な根拠に基づく政策立案の推進についての企画及び立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

（人事課の所掌事務等）

第十一条　（略）

２　人事課に、能率厚生管理室を置く。

３　能率厚生管理室に、室長を置く。

４　能率厚生管理室は、第一項第二号に掲げる事務のうち人事評価に関する事務（他の所掌に属するものを除く。）並びに研修、能率及び災害補償に関する事務、同項第三号に掲げる事務並びに同項第四号に掲げる事務のうち表彰に関する事務をつかさどる。

（人事企画官）

第五十条　（略）

２　人事企画官は、人事院の職員の総合的かつ長期的な人事管理に関する計画の企画及び立案並びに当該人事管理に関する調整に関する事務を行う。